「学校いじめ防止基本方針」

県立酒田西高等学校(全日制)

1.いじめとは

- (1)「いじめ」とは、本校において、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)たとえその行為が、けんかやふざけ合いであったとしても、生徒の感じる被害性に着目し、当該行為がいじめか否かを判断する。
- (3)好意的な行為であっても、相手に苦痛を感じさせてしまった場合は、いじめと判断する。

2.いじめ防止に向けて

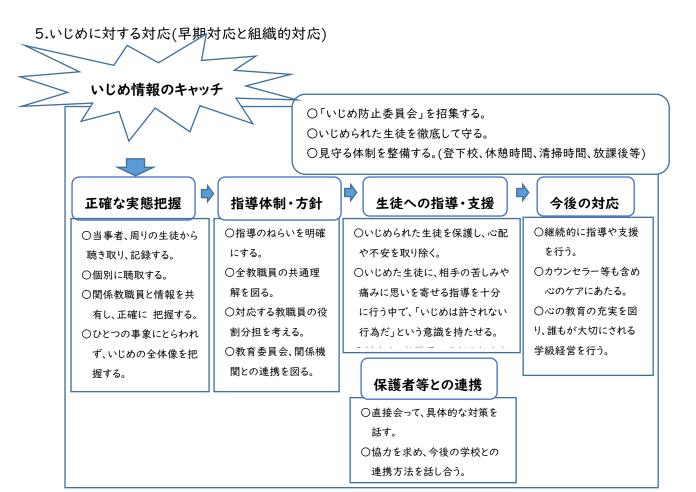
いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校では、全教職員が、いじめはもちろん、いじめを傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、いじめ防止にあたる。

3.いじめ防止のための取り組み

- (1)安心・安全に学校生活を送ることができるように、生徒の規範意識を育てる。
- (2)生徒の自己有用感を高めるために、授業の改善を図り、生徒が授業に積極的に参加できるようにすると共に、特別活動に主体的に取り組み活躍できるよう指導に努める。
- (3)教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4)教科「情報」やガイダンス等において「情報発信者」としての必要な知識を学習させ、情報モラル教育を推進する。
- (5)特別に配慮が必要な生徒については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。具体的には、発達障がいを含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる生徒、被災生徒などである。

4. いじめ早期発見のために

- (1)生徒が示す小さな変化を見逃さず、いじめを積極的に認知するように努める。
- (2)担任による生徒・保護者等との個別面談を実施する。
- (3)定期的に「いじめ実態調査アンケート」を実施し、記入しやすい環境づくりに努める。
- (4)「山形県スクールサイン」を随時確認して、誹謗・中傷の書き込み等によるいじめが起こっていないか をチェックする。



6.いじめ解消の判断

次の①及び②の要件を満たした場合、いじめが解消されたと判断する。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。

② 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人及びその保護者等に面談等により確認する。

(1)構 成 員:教頭(委員長)、生徒課長(事務局長)

保健課長、年次主任、養護教諭、当該担任

(必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校評議員)

(2)目 的:校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

(3)取組内容

①取組状況の把握と検証

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等

- (ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
- (イ) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。
- ②いじめ相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録・共有
- ④いじめの疑いにかかわる情報があった場合には緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携等組織的な対応